

	第29回 定例総会議事録
1. 日 時	令和8年8月10日（月）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 大会議室
3. 出席委員	
12名	1番 朝来野 清 3番 平山 孝行 4番 齊藤 耕一 5番 秋吉 和行 6番 齊木 清範 7番 長尾 栄作 8番 脇 文夫 9番 筒井 昌一 10番 釘宮 修一 11番 堀 誠 12番 森崎 智徳 14番 村上 枝里
4. 欠席委員	
2名	2番 大野 功二 13番 黒木 緑子
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第29回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第29回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は12名、欠席者は2名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。 （異議なし）

議長	それでは、議事録署名委員に4番齊藤委員、10番釘宮委員、書記は事務局の小野さんをお願いします。 では、議案の審議に入ります。 まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、植田小学校から北西へ約850m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約3a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、賀来小中学校から南東へ約700m の距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を5台、耕うん機を3台、ユンボを2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.2ha とな

議長	ります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。
6番齊木委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野中学校から西へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者であり、申請地においてスイートコーンを栽培予定です。農機具は草刈機を5台、耕うん機を4台、トラクター、乾燥機を各3台、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約84aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ3ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。
3番平山委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、こうざき小中学校から南へ約3kmの距離に位置した農地で

	あり、現地はビワが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてキュウリ、トマト、ビワを栽培予定です。農具はクワ、カマを各1丁所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約3a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。
3番平山委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関小学校から南東へ約200m の距離に位置した農地であり、現地はカボス、キンカンが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてカボスを栽培予定です。農具はクワ、カマを各2丁所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約0.4a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ4ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。

14番村上委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、高田小学校から西へ約600mの距離に位置した農地であり、現地はカボチャ、柑橘等が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてブロッコリー、スイカ等を栽培予定です。農機具はトラクターを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約25aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、松岡小学校から北東へ約640mの距離に位置した農地であり、現地はカキ、柑橘等の果樹が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、隣接の宅地に転居予定の新規就農者であり、申請地においてジャガイモ、ミニトマトを栽培予定です。農具はクワを1丁導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約3aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)

議長	なければ5ページ 3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番村上委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、東陽中学校から南へ約610m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてハクサイ、キャベツを栽培予定です。農機具は管理機、草刈機を各2台、トラクター、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約22a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ次の4番は、関連する6ページ 農地法第3条許可処分の取消願い 1番を先に審議します。説明は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、申請者等については議案の通りです。 こちらは令和8年2月10日の第23回定例総会にて許可した案件ですが、譲渡人が死亡したため、取消願いが出されております。このあと審議していただく5ページ 4番で、新たに相続人から同じ譲受人への3条許可申請が出ております。 地区審議会で審議していただいたところ、取消相当との意見でした。
議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)

議長	なければ、6ページ 1番について採決します。 6ページ 1番について、第3条許可処分を取り消すことに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、6ページ 1番について、第3条許可処分を取り消すこととします。
議長	戻りまして、5ページ 4番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北へ約270mの距離に位置した市街化区域の農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてトマト等を栽培予定です。農機具は耕うん機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約5aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ7ページ 農地法第4条許可申請 1番について、大南地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊木委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、判田小学校から南東へ約800mの距離に位置した農地であ

	り、現地は既に太陽光発電施設として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、太陽光発電施設として利用するものであり、転用済のため始末書が添付されています。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ8ページ 農地法第5条許可申請 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から南へ約780mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、進入路用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ、採決した6ページ 1番を除く、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。 次に、9ページ 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。
事務局	9ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、木上地区に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1ha となります。 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、東院地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は新規就農者で、申請地においてモモを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約7a となります。 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、国分一地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約28a となります。 10ページ 4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、国分一・二地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約で

す。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約96a となります。

11ページ 5番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、国分一・二地区に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約23a となります。

6番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上横瀬地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約21.2ha となります。

12ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大塔地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培しており、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.8ha となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大内地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に二を栽培する認定農業者で、申請地において二を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は同時申請分（鶴崎）と合わせて約71a となります。

3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、楠木生地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画

です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に野菜を栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.4ha となります。

13ページ 4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、楠木生・尾津留地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約68a となります。

5番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培しており、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約4.0ha となります。

14ページ 6番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後・楠木生地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において主にホウレンソウを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.6ha となります。

15ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐野地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約18a となります。

16ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通

	りです。現地調査報告です。申請地は、松岡地区・毛井地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に二ヲを栽培する認定農業者で、申請地において二ヲを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は同時申請分（大南）と合わせて約71a となります。 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、広内地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、ニンニクを栽培しており、申請地においてニンニクを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約51a となります。 各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ、第2号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 次に、17ページ 第3号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。
事務局	17ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

	申請内容は2008年頃から耕作放棄により原野化しているとのこと です。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから南東へ約 90m の距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化して いました。 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は2004年頃から駐車場として利用しているとのこと です。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校から南西へ約690m の距離に 位置した農地であり、現地は駐車場として利用されていました。 18ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りで す。 申請内容は2008年頃から墓地として利用しており、現在は墓を撤去し コンクリート舗装のみしているとのこと です。現地調査報告です。申請 地は、判田小学校から北へ約500m の距離に位置した農地であり、現地 はコンクリート舗装されていました。 19ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りで す。 申請内容は1994年頃から宅地として利用しているとのこと です。現地 調査報告です。申請地は、松岡小学校から北西へ約370m の距離に位置 した農地であり、現地は宅地として利用していました。 各地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当である との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いし ます。

	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第3号議案は非農地決定します。 次は、20ページからの 第4号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。
事務局	20ページから23ページです。農地法第3条の3の届出で、相続および時効により農地を取得した届出が、合計で10件出ています。 24ページから26ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で8件出ています。 27ページから30ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で25件出ています。 31ページから34ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で6件出ています。 35ページです。認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用に係る事業計画書が、合計で1件出ています。 最後は、36ページです。電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う農地転用に係る事業計画書が、合計で1件出ています。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	その他協議事項について事務局から何かありますか。
事務局	議案についてはありませんが、閉会後にご報告させていただきたい内容がございますので、引き続きよろしくお願いします。

議長	それでは、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第29回定例総会を閉会します。
----	--